

6-6
169

昭和二十六年二月十日

日本学術会議会長 滝山直人

大学設置審議会

会長 和田小六殿

学士号の種別について  
(昭和二十二年一月九日付文管管オ三号による照会に対する回答)

標記のことについては、本会議の意見は、左記のとおりです。

このことについては、本会議オ三十二委員会へ大序院・序位等に関する事項について審議するために設置されたものに審議を付託し、この回答は、同委員会の意見に基くものです。

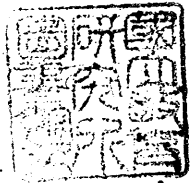
記

一、新制大学の学士号に関する大序設置審議会小委員会の結論に対しては、賛成できない。

理由

新制大学の制度は、従来よりも一般的教養に重きを置くとはいつても、完成教育である以上、卒業生の称号には、ある程度まで専門を明示する必要がありと考へる。従って、四つの称号だけでは不足である。学士の称号は、修士、博士の序位とも関連をもつべきものと考へるので、それらとの関連性とも考慮して慎重に決定することが望ましい。

二、別案はなしあたりない。



春山 127
--------